記入日　　令和　7年　　月　　日

大阪大谷大学
学生部長殿

日本学生支援機構奨学金「適格認定」におけるやむを得ない事情の申告書

学校	大阪大谷大学	学部 学科	部　　学科
学籍番号		氏名	
傷病・災害その他 やむを得ない事情を 記入してください	（事由の発生日から現在まで、できるだけ詳細に記入してください）		
証明書（添付書類） 添付したものに【○】 をつけてください。	【　　】　医師による診断書、病院の入院証明、民生委員の証明等		
	【　　】　罹災証明書		
	【　　】　その他（　　）		

提出期限　令和７年２月 20 日（木）　**※学校必着**

提出先　　学生課

提出方法　①学生課窓口　志学館２階
（平日 9:00～11:20、12:20～17:30　土曜 9:00～12:30）
②郵送　〒584-8540 大阪府富田林市錦織北 3-11-1　大阪大谷大学 学生課
（やむを得ない申告書在中）
※普通郵便不可。特定記録・レターパック等記録の残る形で郵送してください。

※申し出があった場合も、斟酌すべきか否かを判定する審査があり、必ず認められるとは限りません。
※申し出が認められた場合、支給を受けることができるのは最大修業年限の満了する月までとなります。
（給付終期＝卒業予定月とはなりません）

学校使用欄 一次判定区分　（　廃止　　警告　　） 最終判定区分　（　廃止　　警告　　継続　）				